

# 私的所有とその成立場

—— 価値形態論的方法的留意点 (Ⅱ) ——

宮 崎 晃 臣

- 一 はじめに
  - 二 残されている問題点の析出
    - (一) マルクスにおける「人格の物象化」と「物象の人格化」とその問題点
    - (二) 宇野商品所有者想定に残されている問題点
    - (三) 小括 (以上本誌第十三号)
  - 三 私的所有とその成立場
    - (一) 私的所有の意志的側面
    - (二) 「物象関係の人格化」と「物象の人格化」
    - (三) 商品所有者の抽象的主体化 (以上本号)
  - 四 端緒における商品の規定性と商品所有者の規定性
  - 五 価値形態の発展と商品所有者の規定性の発展の相互媒介性
- 私的所有とその成立場

### 三 私的所有とその成立場

前稿で析出した価値形態論の諸問題の解決の糸口は商品所有者の抽象方法にある。

マルクスはブルジョアの生産様式の下で個別化された私的労働の特殊社会的な現われの所産として貨幣の必然性を解明せんとしたが、かかる位置づけの下では、一般的等価物の成立は解明しがたい課題として残らざるをえなかつた。<sup>44</sup>〈人格の物象化〉に基づいて貨幣の必然性を解明し、〈物象の人格化〉に基づいて商品所有者を措定せんとしたマルクスの価値形態論と交換過程論の位相を宇宙は理解していたとはいいがたいが、価値形態論において商品所有者を積極的に想定するという、マルクスとは対極をなす方法を駆使することによって、貨幣論証の精緻化に成功したといえよう。われわれもまた宇宙の方法を踏襲するものであるが、踏襲するについては、端緒から想定される商品所有者の抽象の方法ならびにその抽象的規定性を明らかにしておくかなければならない。

「商品形態が労働生産物の一般的な形態であり、したがってまた商品所持者としての人間の相互の關係が支配的である社会」<sup>45</sup>の下では、商品が「経済的細胞形態」をなしていると同様にもたその所有者も「近代市民社会を構成する普遍的要素になっている」<sup>46</sup>。マルクスは商品の分析が困難を極めると述べているが、商品所有者の分析はさらに難問だといえよう。というのも対象は「物象」ではなく人間であり、さらにそれは商品という「物象」を介した人間の特定の社会的なあり方であるからである。マルクスは、〈人格の物象化〉が反映された〈物象の人格化〉として商品所有者を措定することによって、この難問にひとつの解答を提している。これにたいして宇宙は商品所有者の抽象方法を明示していない。また彼の問題意識からすれば、リンネルが等価形態に上衣をとる理由をめぐって、リンネル所有者の欲

望を前提としなければならぬと主張した。<sup>(47)</sup> この主張が価値表現の必然性、主観性、相対性を明確にし、価値形態論研究を飛躍的に発展せしめたことの功績は正しく評価しておかなければならないが、価値表現はその主体として、商品所有者を前提しなければならぬと、無前提にかつ「常識」的に考えているのであれば、それはつきつめれば無視しえない欠陥におちいることとなる。宇野は価値形態を「価値による交換の申出」<sup>(48)</sup>と捉えている。ここで申出の形式は主体としての商品所有者を前提にすると考えているのであれば、私的所有と「交換」の関係も、所有が「交換」の前提となるということになる。「常識」的見解である。しかし爾後の展開によって明らかにするように、私的所有は「交換」ならぬ売買の形式に規定されるのであって、逆に私的所有が売買の形式を規定するのではない。しかし、価値形態論において商品所有者を想定する宇野の方法は正しかった。上述したように、『資本論』第一巻の第一章から第二章への展開は、『物』→『人』といえようが、われわれは価値形態の展開を『人』→『物』というコンテクストで、貨幣の必然性と同時に人間の商品所有者としての在り方が簡明になると考えている。そこでわれわれに残されている課題は端緒から想定される商品所有者の抽象方法を明らかにすることにある。

しかし、この課題を解決するためにはその前提として、私的所有がいかなる場<sup>エレメント</sup>で、いかに成立するか、これを確定しておかなければならない。なぜなら、かかる抽象基盤を明らかにしておかなければ、商品所有者の抽象も不可能であるからである。ところで、私的所有は重層的構造をなしている。それは経済的關係でもあり、意志關係でもある。それも商品所有者からする商品への意志の置き入れ關係であると同時に商品を紹介する商品所有者間の意志關係でもある。さらに私的所有は商品への排他的支配權として確立し、かかるものとして商品所有者は權利主体もしくは法的主体として存立している。このように私的所有は、諸々の側面の重なり合いとして存立しており、それもそれらが同一介して重なり合う場に定位するものである。そこで原点にたち帰って、所有を意志の現存在として捉えるヘーゲルの

所有——契約論を対象に私的所有の意志的側面を検討し、次にヘーゲル所有——契約論批判の地平の下で、私的所有を「物象関係の人格化」に基づいて捉え、「物象の人格化」において商品所有者を措定しているマルクスの方法を吟味し、最後に、商品所有者の抽象的主体化を簡明化せんと試みたバシュカーニス、加古祐二郎の法理論を跡づけることをとうして、課題の解決を試みたい。

- (44) 拙稿「価値形態と交換過程——マルクスにおける両者の位置づけをめぐって——」(『研究年報』、法政大学短期大学部学会、第一六号、一九八二年)を参照されたい。
- (45) Karl Marx, *Das Kapital, Erster Band*, MEW, Bd. 23, S. 74, 『資本論』第一巻、『マルクス・エンゲルス全集』(大月書店)第三卷<sup>a</sup>、八一頁。以下、同書からの引用は、'引用直後に(K.I., S. 74, 八一頁)'と略記する。
- (46) 榊明秀「労働市場における法的な人格(中)——ヘーゲル『法の哲学』に批判的に関連して——」(『立命館法学』第二二号、一九五五年)一一二頁。
- (47) 向坂逸郎・宇野弘蔵編『資本論研究上』(河出書房、一九四八年)一五七頁。
- (48) 宇野弘蔵『経済学方法論』(東大出版会、一九六二年)二〇七頁。

### (一) 私的所有の意志的側面

ここでヘーゲルの『法の哲学』<sup>(49)</sup>をとりあげたい。とりあげる理由はヘーゲルが所有を意志関係として概念把握したことに着目する点にのみあるわけではない。マルクスはヘーゲル所有論を一八〇度「ひっくり返し」たうえで、私的所有を規定しており、マルクスの私的所有の規定ならびに商品所有者の措定を十全に理解するための準備作業としてもとりあげておかねばならないと考えられるからである。

ヘーゲルの哲学体系において『法の哲学』は「客観的精神」に位置しており(Vgl. Vorrede)‘かかる位置づけから、法の世界をヘーゲルは次のように規定している。

「法の地盤は総じて精神的なものであって、それのもっとも精確な場所と出発点は意志(Wille)」自由なる意志である。したがって自由が法の実体と規定をなす。そして法の体系は、実現された自由の王国であり、精神そのものから産み出された、第二の自然としての、精神の世界である」(§4)。

ここで、自由と意志との関連は、重さと物体との関連のアナロジーで追加説明されている。即ち、重さが物体を構成し、その根本規定であるように、自由は意志の根本規定であり、自由なしには意志は空語である。自由は意志として現実的であり、意志の実体をなすのである、と (§4. Zus.)。自由はヘーゲルにとって、リーデルが指摘しているように、「ある歴史的な内容」をもった概念である。それはまず、キリスト教の、神の前での平等、さらにはフランス革命の政治内容たる「万人の自由と権利能力の承認」を「概念においてとらえた」ものといえよう。ここに概念において捉えられた「自由なる意志」の弁証法的展開を自らの哲学的方法としながら、それが実現していく實在的諸形態即ち「概念が実現するさいに、おのれに与える形態化された在り方」 (§1. Vgl. §§2) を系列的に展開したのが『法の哲学』であり、「客観的精神」であるということが出来る。ヘーゲルにとって法は、実定法さらには自然法ではなく、「概念によって規定されるような法」でなければならなかったのである。即ち、法は「人間に由来するもの」(Vorrede, Zus.) であり、それは「自由な意志を欲する自由な意志」に基づくもので、人間の自由を意志する行為により、法のおきては形づくられ、精神が客観化されると考えていたのである。

では、意志はまず、いかなる形態において自己を実現するのであろうか。

ヘーゲルは出発点の意志を直接性において捉える。直接性において「意志の概念は抽象的、即ち人格性(Personenlichkeit)であり、その現存在(Dasein)は一つの直接的・外的な物件(Sache)である」 (§33)。ここにヘーゲルは末だ他者に媒介されない個別的なる人格と、人格にとって直接的・外的なる物件を定立させ、所有(Eigentum)を

即目的に、前者からする後者への意志の置き入れ関係と規定する。

置き入れる (legen) 関心が、「自然的なもろもろの欲求、衝動、恣意に基づき」 (§45) 場合それは占有 (Besitz) として、所有と明確に区別される。「真実の立場」からすれば、所有は、これら欲求等の主観的意志あるいは特殊の意志の充足のための手段ではなく、「自由の最初の現存在として、本質的な目的そのもの」 (ebd.) でなければならぬといふのである。だから「所有の理性的な点は、もろもろの充足のうちにあるのではなく、人格性のたんなる主観性 (Subjektivität) が止揚されることにある」 (§41, Zus.) わけである。

しかし、「人格が、ある物件のなかへ自分の意志を置き入れるといふのは、やゝと所有の概念であつて、そのさきのごとはこの概念の実現で (Realisation) ある」 (§51, Zus.)。実現される諸形態をヘーゲルは「占有取得 (Besitznahme)」、「使用 (Gebrauch)」、「譲渡 (Veräußerung)」にわたつて展開するが、所有の最高規定である「譲渡」においても、それ自体外的物件にたいする人格の意志の主観性、特殊性は消去しえない。といふのも、「所有は、それが外的な物件として一つの現存在であるという面からいへば、他のもろもろの外面性に対して存在するのであり、この必然性と偶然性の連関のうちにある」 (§71) からである。ここに所有の制約性即ち外的物件に対する意志の主観性、特殊性、は所有の領域においては消去しえないことが示され、この主観性、特殊性を止揚する領域として「契約 (Vertrag)」を導出する。

「所有は意志の現存在としては、他のものに對して、といつてもただ他の人格の意志に對してのみ存在する。意志と意志とのこの關係は、そこに自由が現存在をもつところの、独特かつ真実の地盤である。この媒介、すなわち、所有をもはやただある物件と私の主観的意志とだけ介してもつばかりではなくて、ある他の意志を介しても、したがつて一つの共通な意志におつてもつという媒介が契約の領域 (Sphäre) をなす」 (ebd.)。

「所有」の領域においてその主観性を払拭しえないでいた意志は、他者の意志を媒介して、「合意 (Übereinkunft)」としての共通な意志 (§78) に止揚されることによつて、「普遍的な意志」 (§81) の形式が与えられる。「普遍的な意志」が現実の規定されるのは次章の「不法」においてであるが、ここでは「共通性という形と姿において」 (§71, Zus.)、その形式が「理性の関心」 (ebd.) ごととして昇化するのである。つまり「契約の対象がある個別の外的な物件である」 (§75) 以上、契約を成立せしめるうえで、その「所有を手放そうとする意志」 (§74) の特殊性、またその「他人の所有を受け取ろうとする意志」 (ebd.) の特殊性は、各々その意志に相即すれば残らざるをえないが、ここでは手放そうとする意志は受け取ろうとする意志に媒介されることによつて、「同意という共通な意志」に「統一」され、「普遍的な意志」の形式を得ることになるというのである。

そして、ヘーゲルは、この契約の前提をなす契機として「承認 (Anerkennung)」を位置づけている点に注目しておかなければならない。

「契約は、契約に入る人どうしが、人格および所有者として承認し合うということを前提する。契約は客観的精神の一の関係であるから、承認の契機はもうそのなかに含まれ、前提されている」 (§71)。

さて、ヘーゲルは契約を契約当事者間の同意のあり方によつて、「贈与交換 (Schenkungvertrag)」と「交換契約 (Tauschvertrag)」とに区別する。同意の契機が双方に「割りあてられる」場合、契約は「形式的」であり、これが前者である。後者の場合、「契約を結ぶ双方の意志の各々が、いずれも、この媒介する両契機の総体」をなしており、この契約は「実質的」 (以上、§76) であるとするのである。

ところで、「合意としての共通な意志」において、「普遍的な意志」の形式にまで高められた意志の現存在をヘーゲルは人格の特定の意志行為、「すなわち、いろいろの身振り、とかその他の象徴的な諸行為」といふ正式手続による約定

(Stipulation) の表現において、ことに、言語による確たる言明 (Erklärung) という、精神的表象に最もふさわしい要素に (§78) 求められている。そしてこの「約定という表明は、表明一般ではなくて、成立した共通の意志をふくんで」いるからこそ、「契約における意志の面、したがって契約における法的なもの<sup>レトリック</sup>の、実体的なものをふくんでい」る (§79) と同時に、それが身振りとか言語のうちにもつ現存在があるからこそ、「知性的意志としてのその意志の完璧な現存在である」(ebd.) と位置づけられている。さらに「約定の表明」は、成立した共通の意志を含まず同時に、契約当事者どうしが相互に人格および所有者として承認し合うことの結果でもあるのだから、契約の「実体的なもの」のなかには、相互承認も含まれていると考えられよう。ここに契約に従事する当事者たちが、相互に「承認された存在 (Anerkantssein)」として、「交換」という場において意志を交換し合うという、「市民社会」における人間像が予想されているといえよう。ヘーゲルは「交換契約」を「交換そのもの」、「賃貸」、「雇用契約」に区分し、さらに「交換そのもの」を物件の交換と売買とに区別している。ここで「交換そのもの」に焦点を当てると、「交換」の実体的なものは物件の「交換」や貨幣との「交換」に求められているのではなく、それら物件に向けられる特殊の意志が統一され、「普遍的な意志」の形式にまで高められる点にこそ求められているということができよう。したがってヘーゲルにとって交換とは、単に物件の交換に止まるのではなく、意志を交換し合う点にこそ、その実体を求めているのであり、さらに交換という場合は、当事主体が相互に人格あるいは所有者として承認し合うことを前提に、物件を介して自己の意志を他者との同意において実現し合う場として概念把握されていたといえよう。

- ⑨ G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Naturrecht und Staatswissenschaft in Grundrissen*, Suhrkamp Verlag. 藤野渉、赤澤正訳『世界の名著35『ヘーゲル』(中央公論社、一九六七年)。なお以下、同書からの引用は引用直後に (§ ) で示す。

⑩ マンフレッド・リーデル『ヘーゲルにおける市民社会と国家』(池田貞夫、平野英一訳、自水社、一九八五年) 二二頁。な



おフランス革命との関連についてはヨマハム・リッター『ヘーゲルとフランス革命』(出口純人訳、理想社、一九六五年)を参照された。

61) G. W. F. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften*, Felix Meiner Verlag, § 502, 船山信一訳『精神哲学』下』(岩波文庫 § 126)。

62) 人間が「人格」として抽象化されている「抽象法 (Abstraktsrecht)」においては、意志行為も意志の現存在として抽象化されている。意志行為が具体化されるのは、人間が「市民」として規定される「市民社会」(Vgl. § 196)をまたねばならない。しかし、ここで「抽象法」と「市民社会」の相関は、既に梯が明らかにした(梯前掲、一六〇頁)ように、所有と契約の媒介関係に基づくものといえよう。

「市民社会」においては、即、自的、な法が法律となるように、以前に直接的か、抽象的な現存在であった私の個別的權利もまた、承認された存在としての意義を、実在する普遍的な意志および知のうちに現存在するものとして、得るようになる。だから所有に關する取得と行為は各々に各々の現存在を与えるところの形式をもって行なわれなければならない、そういう形式を賦与されなければならない。今や所有は、契約に基づくものであり、また所有を証拠能力あるものにし、また法的に効力あるものにする形式的手続きに基づくのである」 (§ 217)。

「市民社会」では「抽象法」とは反対に、所有が契約に媒介されるのであり、したがってヘーゲルの構図では、契約が所有に媒介されるばあい「抽象法」が、所有が契約に媒介されるばあい「市民社会」が成立するものとなっていたといえよう。

## (二) 〈物象関係の人格化〉と〈物象の人格化〉

マルクスの私的所有者想定がヘーゲル所有——契約論のいかなる批判の地平で、いかに可能となったか。まず第二章段落を引用しておこう。

「諸商品は自分で市場に行くこともできないし、自分で自分たちを交換し合うこともできない。だから、われわれは諸商

私的所有とその成立場

品の番人 (Hüter) たち、商品所持者 (Warenbesitzer) たちを捜さなければならない。諸商品は物<sup>ザイン</sup>であり、したがって、人間にたいして無抵抗である。もし諸商品が従順でなければ、人間は暴力を用いることができる。言いかえれば、無理に従わせることができる。これら諸物を諸商品として互いに関連させるためには、商品の番人たちは、自分たちの意志をこれら諸物にやどす (nansen) 諸人格<sup>ペルソナ</sup>として相互に振る舞わねばならない。したがって一方の人格はただ他方の人格の同意 (Wille) をもつてのみ、すなわち、いずれもただ両者に共通な一つの意志行為を媒介してのみ、自分の商品を譲渡することによって、他人の商品を自分のものにするのである。それゆえ、彼らは相互に私的所有者 (Privateigentümer) として承認し合わねばならない。契約をその形態とするこの法的関係は、<sup>レヒトツツセ</sup>法律的に発展していなくとも、<sup>レガール</sup>経済的關係がそこに反映している一つの意志關係である。この法的關係、または意志關係の内実は、經濟的關係そのものによって与えられている。ここでは諸人格は相互に商品の代表者としてのみ、したがって商品所持者としてのみ、存在する。総じて、われわれは展開が進むにつれて、諸人格の經濟的扮装はただ經濟的諸關係の人格化 (Personifikation) に他ならないのであり、諸人格はこの經濟的諸關係の相い手 (Träger) として相對するのだということを見いだすであらう。」

まず、ここに用いられている諸範疇からして、先にみた『法の哲学』から継承されたものが多々あることが指摘できよう。かぞえあげれば、「意志」、「意志をやどす」——ヘーゲルでは「置き入れる」——、「意志關係」、「共通な意志行為」、「承認」、「譲渡」、「私的所有者」、「契約」等、どれもそれを欠いては所有が規定しえない諸範疇が『法の哲学』から援用されている。しかし、同じ諸範疇が用いられていても、マルクスの所有規定はヘーゲルのそれをまさに一八〇度「ひっくり返」したものとなっている。マルクスの所有規定を十全に理解するには、ヘーゲルのそれとの系統だった比論考察が不可欠の作業とならう。

そこでまず、マルクスも所有を「法的關係あるいは意志關係」として捉えている点に着目しておきたい。ヘーゲル

の場合、意志関係は所有と契約の両関係にわたって位置づけられ、先に梯論文から学んだものとして注記しておいたように契約が所有に媒介されるばあいには「抽象法」が、逆に所有が契約に媒介されるばあいには「市民社会」が定位する構図になっていた。そしてヘーゲルは所有としての意志関係、即ち人格が物件に意志を置き入れる関係を自由の理念としての直接態あるいは「自由の最初の現存在」として、独自のなる存在規定性を与えていた。マルクスが所有を意志関係として捉えるばあい、この人格からする物件への意志の置き入れ関係を独自なる存在規定性において捉えているわけではない。それは二重に媒介されて存在する関係にすぎないものとして捉えられているのである。即ち、この意志の置き入れ関係は契約という人格間の関係に媒介されて存在する関係でありながら、人格間の意志関係自体もまた「経済的関係」に媒介された関係にすぎないと捉えられているのである。したがって人格が物件に意志を置き入れるのは、彼らが「経済的諸関係の相い手」として「振る舞う」からであり、その一環として彼らが商品に意志を置き入れるのも、商品のあり方に規制されていると考えられているのである。

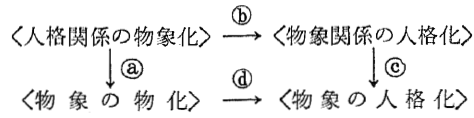
そして契約という人格間の意志関係について詳しくみておけば、ヘーゲルは契約の実体を「合意としての共通な意志」に求め、それは所有の領域では払拭しえないでいた特殊の意志を普遍的意志の形式にまで高めるものであった。したがってヘーゲルは、人格間の意志関係を「自由なる意志」が「他の人格の意志」に媒介されることによって、「自由が現存在をもつところの独特かつ真実の地盤」であると契約を意味づけていたのである。マルクスはこれに対して、それが自由の地盤であろうとなかろうと、それは「経済的諸関係がそこに反映している一つの意志関係」であり、その内実も「経済的関係そのものによって与えられている」にすぎないと暴き出すのである。

ここに、マルクスは所有を「経済的関係」、即ち商品関係が人格間の意志関係に反映した関係として捉え、かかる「経済的諸関係の人格化」の二分子を成すものとして、したがって「商品の代表者」として「私的所有者」を措定し

ているといえよう。ヘーゲルから多くの諸範疇を援用しているとはいえ、私的所有の規定は正反対なのである。「自由なる意志」が自らの外に自らの現存在として、物件ザツを見出し出すのではなく、物象ザツが自らの本質を實現させていくために意志を、商品所有者を見出すのである。マルクスは〈物象関係の人格化〉として所有を、〈物象の人格化〉として商品所有者を、このようにヘーゲルの主語と述語を転倒させることによって、規定しているといえよう。

ではなぜ、人格間の意志関係が「経済的關係」の反映にすぎず、また人格が商品に意志を置き入れるのも商品のあり方に規制されたものにすぎないのか。マルクスは、この両者を「ブルジョアの生産様式」に内在する二重の転倒構造を根拠に解明している。マルクスに依れば、「ブルジョアの生産様式」の転倒性を根拠において規定しているのは〈人格関係の物象化〉、即ち労働においてとり結ばれる人格と人格との関係が物象と物象との社会的関係として現われるという社会的関係規定性の下で把握された転倒構造である。そして価値とはこの転倒せる関係構造に定位するものでありながら、さらに転倒し、価値がかかる関係構造から遊離し、「物」の対象的性格、あるいは自然属性の如く、「物」そのものに内在し、商品の形態的特性を消去せしめる〈物象の物化〉が〈人格関係の物象化〉にひき続き現われる。そしてマルクスは先の人格間の意志関係が「経済的關係」の反映にすぎないという〈物象関係の人格化〉は〈人格関係の物象化〉を根拠に、そして人格が商品に意志を宿す関係が商品のあり方に規制されたものにすぎないという〈物象の人格化〉は〈物象の物化〉を根拠に必然となると把握していたと考えられる。以下、これらの関連を詳しくみておこう。

「ブルジョアの生産様式」の転倒性の基底をなす〈人格関係の物象化〉は、なによりも「商品を生産する労働の特有的社会的性格」(K.I., S. 87, 九八頁)即ち「互いに独立に営まれる私的労働」(ebd.)という性格から生ずるものとされ、私的労働は他方で社会的総労働に「対立して対象化される」<sup>65</sup>が故に、等価形態物神と相俟って、〈物象の物



化)を生じせしめる、これが②のコンテクストである。

次に「物象関係の人格化」がいかに「人格関係の物象化」を根拠に発生するか、①のコンテクストをみておくと、まず、諸人格が彼らの商品を「商品として相互に関係させる」行為自体が彼らが「考えるまゝに」、「商品の本性の諸法則」に反映されて「行ふ」という没主体的行為であることに求められている。そして第二に、マルクスは人格間の意志関係の実体である同意の量的側面をなす交換比率が、交換当事者間の意志行為に基づくのではなく、それら商品の生産に必要な労働量によって、超越的に決定される点に求める。これをマルクスは、共同体間の接触で始まる商品交換の「最初」と「交換の歴史的な広がり」と深まり」(K.I, S. 102, 一一七頁)を経た全面的交換とに区別する。前者の場合、「諸物の量的な交換割合は、最初はまったく偶然である。それらの物が交換されるのは、それらの物を互いに手放しあうというそれら物の占有者たちの意志行為によってである」(K.I, S. 103, 一一八頁)のに対して、後者の場合には、価値量による決定が「だれかの頭上に家が倒れてくるときの重力の法則のように、規

制的な自然法則として強力的に貫かれる」(K.I, S. 89, 一〇二頁)。というのも「価値量のほうは、交換者たちの意志や予知や行為にはかかわりなく、絶えず変動する。交換者たち自身の社会的運動が彼らにとっては諸物の運動の形態をもつのであって、彼らはこの運動を制御するのではなく、これによって制御されるのである」(ibid)と考えているからである。さらに、交換当事者が、相互に私的所有者として承認するのも、交換が価値を基準とすることをその一契機とするものといえよう。商品所有者たちの意志関係が商品関係に律せられる転倒構造になっているのである。

「物象関係の人格化」が「人格関係の物象化」を根拠に「交換」という場に現われる。そして、マルクスは「交換」の当事主体を物象関係に反映された人格間の関係構造の単なる一分子として捉え、「物象の人格化」を導いて

いる。以上が「人格関係の物象化」→「物象関係の人格化」という論理構成であり、かかる構成の下で「商品の代表者」、私的所有者を措定している。しかし、③のコンテキストについて問題は残らざるをえない。「物象の人格化」はかかる機械的抽象では解明尽されるとは考えられないからである。「物象の人格化」はかかる論理構成にあっても、物象関係に反映された転倒せる人格間の関係構造からいかにして人間が商品所有者として個別化、抽象化されて、人格と商品との直接的関係として私的所有が成立するのか、かかる必然性を簡明にしなければならぬ。つまり、商品価値が物象化された社会的関係構造において定位しながら、さらに転倒して物の自然属性として商品に内在する(②)ことを、「人格関係の物象化」から「物象の物化」が発生する論理構造として解明しなければならぬのと同じように、私的所有とはあくまで物象を介する人格間の一定の社会関係でありながら、さらに転倒して、人格の商品への直接的支配関係として現われることを、「物象関係の人格化」から「物象の人格化」が成立する論理構造として解明しなければならぬのである。この課題は本章三節で論及することにして、次にもうひとつの論理構成をみておこう。

先に跡づけたように、商品価値が、自らを定位づけ、規定づけている物象化された関係構造から遊離し、「物」そのものの対象的性格、自然属性として商品に内在する(②)と、商品所有者にとって商品はまず価値であり、したがってその使用価値が「他人のための使用価値」であることから、その使用価値が他者に「実証」され、価値を実現しなければならぬものとして所有することが強制される。所有者は持っている商品をたまたま交換してみせるというのではなく、「交換」に出すことを強制されて商品を所有しており、かかる意味において、意志を商品に「宿」しているにすぎない。だからマルクスに即して考えてみれば、人格は商品のあり方に規制されて「意志を宿」しており、それは商品の二要因のうちいづれかに宿しているとみるべきかという問題を設ければ、それは明らかに価値である。

商品の所有者は直接的使用のために意志を宿しているのではなく、〈交換〉を強制されて意志を宿しているとみるべきである。マルクスが「商品は物であり、したがって、人間に対して無抵抗である」と述べているのは、ヘーゲルが「物件には主体性が欠ける」と述べているのに近いが、ここまで比論が進めば、両者の主客図式が正反対であることには多言を過ぎないであろう。ヘーゲルの場合、主体はあくまで「自由なる意志」であり、物件はその現存在として客体のままである。ところがマルクスの場合、行為主体は人格でありながら、行為内容が客体の商品のあり方に規制・支配されたものでしなく、したがって、「ブルジョア的生産様式」の下での彼らの存在は「商品の代表者」でしかないということになる。ここに〈人格関係の物象化〉→〈物象の物化〉→〈物象の人格化〉という論理構成の下で、「商品の代表者」として私的所有者を措定されているといえよう。

以上、マルクスは〈人格関係の物象化〉から〈物象の人格化〉まで「ブルジョア生産様式」の転倒構造の解明という問題機制の下で商品所有者を措定したこと、その際、〈物象の人格化〉は〈人格関係の物象化〉→〈物象関係の人格化〉→〈物象の人格化〉という論理構成と〈人格関係の物象化〉→〈物象の物化〉→〈物象の人格化〉という論理構成の合流において捉えられていたということが確認できたであろう。

次に、マルクスが〈人格関係の物象化〉を根拠に〈物象関係の人格化〉が、さらにその分子化として〈物象の人格化〉が現われ、また〈物象の物化〉を根拠に〈物象の人格化〉が現われ、それが認識主体にとって実証される場を〈交換〉に求めていたことの正否を確認しておかねばならない。

われわれは『資本論』第一巻の第一章と第二章の位相を〈人格関係の物象化〉・〈物象の物化〉の解明と〈物象関係の人格化〉・〈物象の人格化〉の解明との裏表関係として把握している。第一章では「ブルジョア的生産様式」の下で個別化された私的労働の特殊社会的な現われの所産として貨幣の必然性を「示す」ことをもって〈人格関係の物

象化〉・〈物象の物化〉を「ブルジョアの生産様式」の転倒性として暴露し、第二章では第一章の成果を踏まえて、主客転倒に基づく〈物象関係の人格化〉・〈物象の人格化〉として私的所有者を措定することを通して「ブルジョア的生産様式」の下での人間の存在様式を暴露せんとする問題機制になっているのではないかと考えているのである。事実マルクスの展開では、商品所有者が登場するのは基本的には「交換過程」章である。〈交換過程〉において〈物象関係の人格化〉・〈物象の人格化〉が現われ、それが実証されるというのも、諸人格間の意志関係が物象関係に、諸人格間の意志関係をアトムスティックに構成する諸人格の意志行為が物象のあり方に一方的に規定され、同化され、一元化されると考えられていたからにはかならない。諸人格の意志行為が物象のあり方に同化されるということとは個々人の生きた能動的主体性なり具体性が消去されることを前提とする。かつそのことによって、意志行為が商品のあり方に一方的かつ一元的に規制されることによってはじめて〈物象関係の人格化〉が生じると考えるべきであろう。これら条件が「交換過程」に求められるであろうか。

そもそも価値形態論の展開を了え、貨幣の必然性が「示され」、〈交換〉が〈交換〉として実現されず、それが販売と購買に分離されることが帰結されたのであるから、「交換過程」という場を設定し、そこで〈物象関係の人格化〉・〈物象の人格化〉が実証されるということがあまり意味のあることではないであろう。仮に「交換」が実現されると仮定しても、〈物象関係の人格化〉ならびに〈物象の人格化〉の条件がそこに見い出せるであろうか。まず、商品所有者たちにとって交換対象となる商品は、各々その使用価値が自己の直接的欲望を充足するものであり、選定をめぐって、多種多様な欲望は重要な契機となるはずである。

また「交換」は相互に他者の商品の使用価値を求め合うということから、そこには諸商品の生活手段としての有用連関ならびに当事者間での人的依存関係の痕跡を残す。「交換」がその生産者どうしで行なわれる場合には、具体的



有用労働の依存関係の痕跡も、したがって相互に相手の労働への感謝を含みながら人的依存関係の痕跡は一層色濃く見いだされるであろう。

さらに「交換」の割合の決定についても、商品「交換」である以上、互酬的側面は有利・不利の判断によって制約されることは否めないが、それがなんらかの基準を目安としながらも直接的使用価値どうしの交換である点で、目安もリジットなものでなく、当事者間のマイルドな談に依存することも全面的に否定できない。交換は、ヘーゲルが意味づけたように、意志の交換を不可欠にしていると考えられるからである。

以上、〈交換〉においては、特定の使用価値に向けられる欲望があつて、特定の商品を選択する点で、人間としての生きた具体的行為、能動的主体性は発揮されており、また生活手段としての直接的有用連関の痕跡と同時に人的依存関係の痕跡も残しており、人間相互の生きた具体的意志の交流も残されていると考えられる。ここでは未だ人間の意志行為が物象のあり方に一方的に規定され、それに同化しているとみることができないであろう。だから彼らの意志行為も一元化されていないわけで、〈交換過程〉において〈物象関係の人格化〉、〈物象の人格化〉を見い出すことはできない。

われわれも私的所有は、人間の生きた具体的行為、能動的主体性が一定の場で消去され、彼らの意志が物象のあり方に規定され、これと同化し、かつ同化した意志行為が社会的に一元化されることにその成立の根拠を見い出すべきと考えている。それは処所か。〈交換〉が販売と購買に分離する市場である。

さて、項を改めてこの点を考察する前に、マルクスの Eigentum と Besitz の区別を検討しておきたい。マルクスは第一巻第一篇で所有者 (Eigentümer) を禁欲して用いており所持者 (Besitzer) が多用されている。マルクスの問題機制からすれば、人格間の関係は Eigentümer の関係にせよ、Besitzer の関係にせよ、どのみち「経済的諸関係

の「人格化」にすぎないので、Eigentum と Besitz の区別はトリヴィアルな問題であり、〈物象関係の人格化〉を解明することが真の対象認識であると考えていたのかも知れない。しかし資本主義的商品経済を対象とする限り、所有は「これは私のものである」といった「物件」に対する排他的支配権として確立しており、物象関係に反映された人格関係からいかに人間が個別化・抽象化され、相互に個別的なる人格と商品との直接的関係として私的所有が成立しているのか、つまり、人間の商品所有者としての抽象的・主体化を簡明にすべきである。マルクスは〈物象関係の人格化〉から〈物象の人格化〉がいかに成立するか、という問題を分子化という機械的抽象によって片付けてしまったため、物象を介する人格間の意志関係と人格からする物象への意志関係との関係が明瞭に打ち出されずに終わった。それは私的所有の成立場を〈交換過程〉に求めたことと無関係ではない。

〈物象関係の人格化〉から〈物象の人格化〉がいかに成立するのであろうか。

63 かかるマルクス二重の転倒構造については前稿で紹介しておいたように平子友長「マルクスの経済学批判と形態規定の弁証法」を、その問題点については前稿を参照されたい。

64 前稿においては、〈人格の物象化〉において貨幣の必然性を、〈物象の人格化〉において商品所有を指定していると整理した。それは「物象の人格化と人格の物象化」(K.I., S. 128, 一五〇頁)にいうマルクスの叙述に即して整理したものであるが、本稿では、商品所有者の指定を詳しくみるため、「物象の人格化」を〈物象関係の人格化〉と〈物象の人格化〉とに区別し、両者の関連を見極めた。

65 Karl Marx, Das Kapital, Erster Band, Erste Auflage, [青木書店復刻版], S. 40, 『資本論第一巻初版』(大月文庫)、八六頁。

66 Vgl. K.I., S. 101, 一一六頁参照。ならびに前稿三七〜八頁参照。

### (三) 商品所有者の抽象的主体化

先に記しておいたように、私的所有とは物象関係に規定された人格間の一定の社会的関係でありながら、かかる関係から商品が生活手段としての社会的有用物連関から切断されることによって、遊離し、個別化され、またそれと相互に媒介し合せて、人間が個別に私人化することをとうして、個別化された人間の、個別化された商品に対する排他的支配権として現われる。ここに商品所有者は権利主体、あるいは法的主体として存在する所以があり、したがって〈物象関係の人格化〉から〈物象化の人格化〉が成立する構造を解明することは、同時に商品所有者が権利主体であるいは法的主体として存立する構造をおさめるものでなければならぬ。<sup>67)</sup>

ところで、法的主体を「市場」に求めるのはパシユカーニスを嚆矢とする。パシユカーニスの試みは「法の形態と商品の形態を接近させる」<sup>68)</sup>ものであり、かかる試みは「マルクス自身の著作のなかにみいだされる」(バ、三七頁)と述べているように、彼の特徴は『資本論』第一巻第一章第四節に主に依拠しながら、商品物神にアナロジーさせて法物神を導出し、両者の相互補完上に法的主体すなわち商品所有者を見い出そうと試みる点にあるといえよう。

そこで、まずパシユカーニスの〈人格関係の物象化〉理解から跡付けておこう。

「資本主義社会はなによりも商品所有者の社会」であり、「生産過程における人々の関係はここでは労働生産物のなかににおける物的形態をとり、相互に価値として関係しあうこと」になる。

マルクスに即した理解といえよう。次に〈物象の物化〉についてはこうである。

「価値は、商品の有用的本性が具体的にいろいろとちがっているのに、それらが一定の比率でたがいに交換される能力をしめして」いるが、「価値という本性は、人々の意志にまったく関係なく人々の背後で作用する独特な自然法則のために、物自体にそなわるものとしてあらわれる」。

そこでかかる「生産過程における人々の社会的つながりは、それが実現されるためには生産物の処分者としての、『その意志を物のなかにやどしている』主体としての人々の特殊な関係を必要とする」(以上P、一一六頁)。みられるように「人格関係の物象化」の素朴反映として「物象関係の人格化」が捉えられているのである。さらにパシユカーニスは「物象関係の人格化」という転倒せる関係構造からいかに個別化、すなわち「物象の人格化」が生ずるか、これを「商品の物神性」の「アナロジー」として導出した「法の物神性」に基づいて解明する。

「経済的な主体は、価値法則のかたちで自分の背後に形成される経済関係に奴隷のように従属するが、あたかもその代償のように、法律的主体として、めずらしい贈物、すなわち法律的に推定された意志をうけとる。それはその主体を自分とおなじ他の商品所有者のなかにおいて抽象的に自由、平等なもとする意志である」(P、一一九頁)。だから、「労働生産物が商品の本性を獲得し、価値の相い手になると同時に、人間は法律的主体の本性を獲得し、権利の相い手になる」(P、一一七頁)と商品所有者の権利主体としての存立を説くのである。

ところで、パシユカーニスはこの「権利の主体というカテゴリーは市場における交換の行為から抽象されたものである」(P、四三頁)と断っているように、「物象関係の人格化」ならびに「物象の人格化」の場を「市場」に求め、所有を「市場」に即して次のように規定する。

「所有がきわめて単純な、また普遍的な私的所有の形態をとるのは、特定の社会構成の内部においてだけである。この社会構成のなかで、所有はW—G(商品—貨幣)、G—W(貨幣—商品)、という定式をとる価値の不断の循環の単純な条件として規定される」(同上)と。

さらに、パシユカーニスはW—G—Wの下では「有機的なものあらゆる痕跡が排除されて、法律的な主体は、もっとも完成された形態で、商品に欠かすことができない、また商品が避けうることができない補足物としてあらわ

れる」(六、四〇頁)と商品所有者を商品の「補足物」、山中康雄流に云えば、商品の「魂たり手足たる存在」にすぎないものと捉え、所有の具体的規定を「市場における処分の自由」(六、一一四頁)に見い出すのである。

以上跡づけてきたのであるが、パシユカーニスの立論は〈物象関係の人格化〉ならびに〈物象の人格化〉の場を「市場」に求めている点、注目されるが、前者から後者が成立する論理構造、即ち、商品所有者の抽象的主体化が十分に展開されたものとはいいがたい。パシユカーニスは価値が「物自体にそなわるものとしてあらわれる」という「商品の物神性」——先にわれわれが整理したところの〈物象の物化〉——の単なるアナロジーとして「法の物神性」を権利がいわば天賦の人権として個人に帰属しているものとして挙げているにすぎない。前稿で高橋洋児から学んだものとして記しておいたように、「商品の物神性」は、「人格の『対象認識の倒錯性』」に媒介されることによって〈物象の物化〉を、社会的に了解されたものとして帰結するのと同様に、「法の物神性」はかかる人格の「対象認識の倒錯性」、即ち虚偽意識に媒介されて、商品所有者の権利主体もしくは法的主体としての存立を帰結させるものと考えねばならないであろう。私的所有は単に物象化された経済構造のみにその存立根拠があるのではなく、そこから発生し、これを補完する諸人格の虚偽意識、それに基づく意志行為、さらにはそれを「正義」において保障する法的枠組があって存立する以上、「市場」において、なぜかかる虚偽意識が発生するのか、かかる構造の解明が残されているといえよう。

この解明を試みているのが、加古祐二郎である。

「云はゞ人と人との関係の物化性」と之れと不可分離な連関に在る物と物との関係の主体化の二契機を内含する物神性こそは、正しく現代資本主義的社会的の裡に存する一切の社会的イデオロギーを規定する所の根源であり、而かも之は単なる経済学の領域のみに委せらるべき特殊問題ではなく、却て現代社会機構夫者における全般的且基礎的形態を成すものであり、云

は、上述せる社会の上部構造の有つイデオロギーの一般的性格並に特殊の性格を生み出す根底に外ならない。已に述ぶるが如く、イデオロギーとしての意識は夫れが存在による被規定性という点にのみ存するのではなくて、この被規定性を忘却し、従つて存在を遊離することによつて生れるかの虚偽性 (Mätschheit) に本質の意味を有つのであり、物神性の意義も亦これとの連関においてのみ極めて本質的でありうる。従つて商品形態の構造は、現代社会における一切の存在の物神的対象性の形態の原型 (Urbild) であると同時に、この対象性の形態に照応する主体化性 (Subjektivität) の諸変態の原型をも亦包含すると考えられる。<sup>(6)</sup>

一九三三年の論稿「社会定型としての法的主体に就いて」は、かかる意識の「虚偽性」を睨みながら、人格が「如何に歴史定型的に現われ、今日では夫れが『人格の物神性』なる現代社会特有の本質的性格においていかに法的主体に転化したか」(加古、七〇頁)を課題に設定したものである。

人格者の法的主体への転化は以下の如く、意識の型態変化を根拠に捉えられている。

即ち、「全人的な具体的意識」が『『人格の物化』並にそれに必然する『物の人格化又は主体化』によつて、『意識の埋没』(Unterworfenwerden des Bewusstseins) 又は『意思喪失』(Willenslosigkeit) を必然的にきたして、かかる主体の意識の埋没又は喪失なる歴史的型態が、法的範疇の最も重要な法的主体の社会定型性の原型となりうる」(加古、九一頁)と。

これを具体的に跡づけると、「法則主体は……商品の物神性の第二の契機たる『物の人格化』の現象において必然的に現われ」(加古、一〇二頁)るが、それはあたかも「私的、具体的な労働が一定の社会的、抽象的、人間労働一般に転化せられざるをえぬと云つたそれと同じ理由による歴史的必然性に照応して、物に対する人の関係の具体的多様性も亦物化された商品主体の抽象的意志として主体化され且抽象化される」(同上)——というのは、商品に「宿す意

志」も、「相互承認の意志」もそれは「物化に基く抽象的意志」（加古、一〇一頁）にすぎず、「何等具体的意志ではありえぬ」（同上）から——ことよって、「凡ゆる具体的な豊かな全人的内容は奪はれた形式的抽象的人格者、一般（homo iuris）の映像として現れざるを得なかつたのである」（一〇二頁）、と。

そして、『法の前における各人の平等』なる命題も、正にこの原理的根拠からしてのみ基礎的な解明をなし能ふと云える。この商品の物化を基礎とする第二の主体化の歴史的必然に照応する法的主体の抽象的主体化は、従つて商品の物神性の第二の契機又は側面（Seite）たる『人格化』と結び付いて法的物神性なる形態変化（Metamorphose）として現象する」（加古、一〇二〜三頁）と『法的物神性』を意味づける。加古の『法的物神性』はパシュカーニスより含蓄があり、それは後にふれる「法的平等性の自己矛盾」に結実する概念として用いられている。

さて、「法的主体の抽象的主体化」を意志の抽象化に求める卓れた視角を示しながら、それが素朴に「物化に基づく」ものと片付けられている。「物に対する人間の関係の具体的多用性」がいかにして「物化された商品主体の抽象的意志として主体化され且抽象化されるのか」、あるいは何故「凡ゆる具体的な豊かな全人的内容（が）奪はれ」るのか、その場を確定したうえで、これら理論的陥穽を埋めなければならない。

加古は翌三四年の論稿「近代法の形態性に就て」において、パシュカーニスの「理論的功績の中心点」が「法形態を、近代的市民社会（資本主義社会）の構成的範疇たる資本家的商品の有する等価形態であるかのW—G—W'の商品流通過程の反映の裡において、求めんとした点に在つた」（加古、一四六頁）と評価しながらも、彼が「かのW—G—W'の第一の流通過程を云はゞ抽象的に且無媒介に孤立せしめて取扱つた」（加古、一四七頁）がために、「形式主義」に陥らざるをえなかつたとその功罪を指摘している。加古のパシュカーニス批判は叙上のようにW—G—W'を「抽象的且無媒介に孤立せしめて取り扱つた」点に集中しており、それがために、第一に彼の分析は『思惟にお

いて捨象せられた単純商品生産者の社会』の法的形態の特質の解明に終らざるをえ」（加古、一五一頁）ず、その結果、第二に「彼の云う所の所謂『法的物神性』（Rechtsfettschakter）の根拠並びにその具体性を積極的に展開せしめ能はなかつた」（加古、一五二頁）。このことによつて、第三には彼は「近代法の今日では已に古き特質たる権利主体性、若くは形式的抽象性の原則を説明しえたに止ま」（加古、一五三頁）り、「法的平等性の自己矛盾」（同上）が等閑にふされてしまつたと指摘する。

加古によれば、近代法の基礎をペシユカーニヌのように無操作に  $W-G-W'$  に求めていることはできない。蓋し、「近代資本主義は正にこの  $W-G-W'$  と  $G-W'$  との統一過程に外なら」（加古、一四八頁）ず、両者は「弁証法的な統一過程を形成してゐる」（加古、一四七頁）からである。したがつて、「近代市民法の法形態の基礎はこの意味では、厳密に云つて  $W-G-W'$  夫自体に基くものではなく、同時に、 $G-W-G'$  の過程をも常に予想してゐるところに今日の近代法の特に重要性和意味がある」（加古、一四七頁）といふのである。

だからといつて加古は近代法の基礎、したがつて私的所有の成立場を「 $G-W-G'$ 」に求めているわけではない。それは次の引用から明らかであろう。

「近代法形態の特質、従つて、その基底をかの  $W-G-W'$  ( $G-W-G'$  と印刷されているが明らかに誤植) において求むることは理論的にも全く正しい。しかし已に上述せる如く、それは飽迄  $G-W-G'$  を背後に予定し、換言すれば、現実の歴史的には、この二つの過程の云はゞ弁証法的な具体的な統一過程を思惟の抽象にとつて分化し、『叙述の順序』として第二過程を一応捨象してとり上げた意味でのかゝる第一の過程において、今日の近代法の基底が求められるのである」（加古、一五一頁、括弧内引用者）。

加古の立論にはいくつかの独創的かつ傍若無人といえるほどの『資本論』理解が散在しており、引用中の  $W-G-$



W'とG—W—G'の「二つの過程の所謂は弁証法的な具体的な統一過程」というのも、解釈を施しておく必要がある。加古はW—G—W'を価値形成過程程、G—W—G'を「労働力の商品化を内在せしめる」価値増殖過程とみる。無理なシユーマだてをしており、労働力の売買は「表面的には第一の過程として、所謂形式的には自由契約でありながら、実質的にはそれは第二の過程の内部において……資本家による直接的人格的支配管理の下に在るといふやうな所謂労働法上の『労働の従属性』(Aphängigkeit der Arbeit)」を必然とする。「正に茲に平等なる商品主体の実質的不平等が見られ、そのイデオロギー的反映として『法的主体の平等性』『権利主体性の形式的抽象性』、即ち実質的不平等の關係を含むという矛盾を内在せしめ」(加古、一五四頁)していると主張するのである。

加古はかかる矛盾、即ち労働力商品の価値実現と使用価値実現をめぐる「法的平等性の自己矛盾」を簡明化するという課題を設定していたが故に、先にみたバシユカーニス批判が可能となり、またG—W—G'に媒介されたW—G—W'を取り上げ、そこからG—W—G'を「一応捨象して」、近代法の基底としてW—G—W'を措定するという方法が打ちたてられたといえよう。

最後に、加古がG—W—G'を「労働力の商品化を内在せしめる」価値増殖過程としてみていたことは、この価値の姿態変換過程を事実上産業資本とみていたことを意味する。だとすると、W—G—W'とG—W—G'の「統一」とは産業資本によって編成されているW—G—W'の社会的連鎖、即ち全面化された商品流通を意味している。だから加古は事実上全面化された商品流通を取り上げ、そこから産業資本を捨象して得られたW—G—W'に近代法の基礎を求めていると同時に、近代法の絶対的基礎が「労働力の商品化」にあることを暗示しているものといえよう。

加古の立論は、第一に私的所有の成立場を、叙上の方法を示したうえで、W—G—W'に求めている点で、第二に法的主体の抽象的主体化を十全に示したとはいいがたいものの、それが主体の『意志の埋没』を媒介とするものであ

ることを主張している点で、第三に私的所有と労働力商品化の関連を暗示している点で、極めて峻示に富むものである。以上、ヘーゲルから加古までの立論を踏まえ、われわれの積極的展開を示しておかねばならない。

問題解決の鍵は、〈物象関係の人格化〉から〈物象の人格化〉が成立する構造の解明が握っている。つまり私的所有とはあくまで物象関係に規定された人格間の社会関係でありながら、かかる関係から人間がいかに商品所有者として個別化され、人格の物象に対する排他的支配権として私的所有が成立するか、かかる関係からの個別化が緊要の解明課題とならう。事実マルクスにせよ、パシュカーニスにせよ、加古にせよ、この点は十全に説かれていない。またこの個別化は加古が卓れて指摘するように、人格の『意識の埋没』を伴うことをとおして、人格が権利主体もしくは法的主体として存立する所以を説明するものでなければならない。

先に〈物象関係の人格化〉、〈物象の人格化〉の場を「交換過程」に求める正否に言及した折にふれておいたように、「交換過程」においては、交換の対象とする商品を選定するうえで、その使用価値に向けられる具体的欲望はその重要な契機をなし、したがってここでは人間の生きた具体的・能動的主体性は発揮されている。また「交換過程」においては、商品の生活手段としての直接的有用連関の痕跡は残されており、同時に人間相互の依存関係の痕跡も残しているのである。ここから、人間の生きた具体的・能動的主体性が消去され、「凡ゆる具体的な豊かな全人的内容が奪はれ」、人的依存関係の痕跡を蔽い隠す場こそ、私的所有の成立場であると推察できよう。

交換対象となる商品を選定するうえで、人間の具体的・能動的主体性が消去される条件は、その使用価値に向けられる直接的欲望の消去である。それが消去される場合は、価値形態論で云えば貨幣形態である。一般的価値形態では、共通等価物で価値表現する動因が、それを媒体にして直接的欲望対象たる商品を購入する目的にある点で人間の具体的・能動的主体性はまだ生きている。ところが商品所有者が打って一丸となって抱く貨幣志向によって成立する貨幣形態

では、価値表現の動因はそれ自体価値の化身として私念される貨幣商品・金の獲得に一元化され、所有商品のできるだけ多くの換金が問題事とされる。その結果、所有「商品の使用価値の単位量によってその価値を表現する」<sup>63</sup>ことになるわけである。<sup>64</sup>貨幣形態の成立によって、商品形態によって蔽われながらも、価値表現の動因を交換対象の使用価値に向ける点で未だ具体的・能動的主体性が消去されないでいる具体的・特殊的人間から、価値表現の動因が価値に向けられる抽象的・普遍的人間に一元的に転化するのである。

また貨幣形態の成立は、生活手段の直接社会的有用連関を断ち切る。なぜなら、すべての商品は貨幣を介することなくして直接に他の商品と関連することはできないからである。ここにすべての生活手段は商品としておしなべて貨幣にのみ窓を開け、相互に孤立して市場に存在することになる。

人間もまた同様である。生活手段が商品として売買されるようになれば、彼らの経済生活は「対面する人格を問題としない物象的関連において維持される」<sup>65</sup>。なぜなら「貨幣は全能な存在として通用」<sup>66</sup>しており、「貨幣は人間の欲求と対象とのあいだの、人間の生活と生活手段とのあいだの取りもち役」<sup>66</sup>になっているからである。商品所有者たちにとって、自らの生活を媒介してくれるのは、他の人間とは自覚されず、それは貨幣であると看取される点で、換金しうる商品を所有している限りにおいて、彼らが人的依存関係から解放され、自由なる独立した存在を受けとる。蓋し、商品売買は「それ自身の本性から生ずるもの以外には絶対的に何らの依存関係も含んでいない」(K.I., S. 181f, 二一九頁)からである。したがって、彼らの自由・独立なる存在はかかる市場構造に根拠を置くもので、それはまさに「全面的に物象依存の体制に補われている」(K.I., S. 122, 一四三頁)からだといえよう。ここに、相互に貨幣にのみ窓を開けることによって、生活手段としての直接社会的有用連関から切断され、相互に、孤立した商品の存在に規定され、かかる商品を所有している所有者として、つまり「物象的人格化」として人間は人的依存関係から解放され

た、相互に独立せる私人としてアトム化されるのである。しかも叙上の商品の孤立化は、商品所有者の貨幣への没主体的のめりこみに基づいて貫徹する売買行為をとうして実現され、おしすめられる。またそのことが、彼らの私人化を帰結・拡大していくのである。そして、商品所有者にとって、市場で対面する人格は、己れの商品の価値を実現してくれるものであれば誰でもよく、また「商品市場では……諸人格が相互に及ぼし合う力<sup>ポウ</sup>はただ彼らの商品の力だけである」(K.I. S. 174, 二〇九頁) ことに基ついて、諸人格間の平等が根拠づけられているといえよう。

しかし、商品所有者たちにとって、貨幣への没主体的のめりこみも「意識の埋没」とは受けとられず、また彼らの自由・平等なる存在も市場構造に根拠づけられたものでありながら、彼らには、逆に、彼らの自由・平等な意志行為が自由・平等な市場を創り上げ、維持させると感得される。虚偽意識はまだ尽きない。彼らの所有が市場構造に規定され、したがって市場構造によって強制された所有、つまり全面的な物象依存の体制の下では、換金すべく商品を所有することが強制されているにもかかわらず、逆に所有が自己の自由を実現する天賦の不可侵の権利として与えられているから、売買という「意志行為」をとうして自由を実現するのだと看取する。まさに加古が卓れて指摘したように、「イデオロギーとしての意識は夫れが存在による被規定性という点にのみ存するのではなくて、この被規定性を忘却し、従つて存在を遊離することによつて生ずるかの虚偽性(Falschheit)に本質的意味があるといえよう。ここに商品所有者が法的主体として存立するイデオロギー基盤がある。商品所有者が市場からの「被規定性を忘却」するのは、彼らの貨幣への没主体的のめりこみに基づく行為自体、市場構造に規定されたものでありながらも、その行為自体が自らの自由を実現する行為として看取されるからである。そのことがまた、商品ならびに己れのアトム化を促進し、ここに彼らが貨幣物神を抱くかぎり、市場ならびに自らのアトム化を自由・平等として了解する構造が維持される。

したがって、次のように本稿を結ぶことができよう。商品所有者たちの貨幣物神に基づいて貫徹される売買という意志行為をとうして、商品が生活手段としての直接社会的有用連関から切断され、また人間も商品所有者として人的依存関係から解放され、双方アトム化される。ここにアトム化された商品と商品所有者との関係に基づいて、私的所有が人格による商品に対する排他的支配権として成立し、商品所有者は権利主体もしくは法的主体として存立することになるのである。故に私的所有が成立する場合は、貨幣物神を根拠に「交換」が販売と購買に分離する市場構造に求められねばならないのである。<sup>67)</sup>

そこで価値形態論の展開は、既に清水、青木によって提唱されているように、「人から物へ」という展開になるであらう。つまり、商品を所持しながら最大限残る人間の具体的・能動的意志行為が「交換の形式」をおい求める過程で、いかにそれが消去され、物象のあり方に規定された抽象的・普遍的意志行為に転変していくか、それを追跡するものとなるらう。

その前に、解決すべき課題がある。私的所有は市場において成立すると結論づけた。したがって、商品所有者は「市場構造を静態としてつむぎだ」<sup>68)</sup>された貨幣形態においてはじめて措定される。にもかかわらず、端緒から商品所有は想定されなければならない。そこでまず、第一の課題は、価格形態からいかなる抽象手続を踏み、端緒にいかなる抽象的規定性をもって、いかに商品所有者が想定されることになるのか、かかる問題の解明に据えられなければならない。

67) 所有権の直接的な端初を「外界的自然に対する支配」に置き、所有権を「生産関係の基礎的な構造の一つの側面」として捉える川島武宜の見解に対して、われわれの見解は対極上に位置している。

68) イエ・ペ・パシユカーニス『法の一般理論とマルクス主義』（稻子恒夫訳、日本評論社、一九五八年）一一六頁。以下、

- 同書からの引用は引用直後に (バ、一一六頁) と略記する。
- 69 山中康雄『市民社会と民法』(日本評論社、一九四四年) 九二頁。
- 60 前稿、三九〇頁参照されたい。
- 61 加古祐二郎『近代法の基礎構造』(恒藤恭、沼田稻次郎編、日本評論社、一九六四年) 九〇頁。以下、同書からの引用は引用直後に (加古、九〇頁) と略記する。
- 62 森英樹「加古祐二郎の法理論について」、『法律時報』四一一、一九六五年) 参照されたい。
- 63 宇野弘蔵『経済原論』(岩波全書、一九六四年) 二八頁。
- 64 前掲拙稿「価値形態と交換過程」五二〇―五四頁ならびに前稿五一頁参照されたい。
- 65 浅見克彦「所有論におけるホッブスとロッチ」、『人間社会の論理』(青弓社、一九八五年、所収) 五八頁。
- 66 Karl Marx, *Ökonomisch-philosophische Manuskripte*, ME GA, I-2, S. 318, 『経済学・哲学草稿』(岩波文庫) 一七九頁。
- 67 ここでわれわれは産業資本によって編成されている全面的商品流通から産業資本を捨象して与えられた市場構造を考えている。先に加古の  $W-G-W'$  の措定方法を評価した所以である。私的所有は「社会の物質的な質量編成がすべてあまねく売られなければならない・買われなければならないものによって占められる」(石井英郎「商品経済と私所有性について」、『思想』一九六四年十一月号、五六頁) 場においてはじめて成立する。そしてその絶対的基礎はこれを可能にする労働力の商品化にあるといえよう。しかし石井や青木孝平(『資本論と法原理』第一章、論創社、一九八四年) のように私的所有の成立を労働力の商品化に求めるのは、いきすぎである。私的所有は労働力の商品化にその絶対的基礎を置きながら、あくまで市場という場において成立する。この点を軽視すれば、本稿で示した私的所有成立に占める貨幣物神の意味が形骸化されると同時に、私的所有の法的イデオロギー性が等閑にふされることにならう。
- 68 清水正徳『人間疎外論』(紀伊國書店、一九七一年) ならびに青木前掲書を参照されたい。
- 69 前掲拙稿「価値形態と交換過程」五五頁。